

ボッチャ用具寄贈にあたっての条件

1. 寄贈条件

寄贈先は、以下のすべての条件を満たす団体に限らせていただきます。

① 関東（一都六県）を拠点に非営利活動を行っている施設、クラブ、サークル等の団体。

※寄贈対象には、社会福祉法人・財団法人・任意団体も含まれます。

※以下の団体は、寄贈対象から除外させていただきます。

- ・営利団体、個人
- ・幼稚園から高校までの学校および大学（特別支援学校を含む）
- ・関東（一都六県）以外に位置する非営利団体
- ・政府・行政機関・自治会
- ・政治・労働・宗教団体
- ・寄贈品を転売または再配布する目的の団体

② ボッチャについて、定期的に練習およびゲームを行っている団体、および定期的に始めようとしている団体。または、障がい者の支援を積極的に行い、スポーツによる福祉活動を目的として、練習やイベントなどの企画・開催をしている団体。いずれも障がい者が所属して活動している団体を優遇（所属予定含む）。

③ 寄贈されたボッチャボールおよび用具セットを利用した活動について、写真付きでご報告いただける団体。

2. 寄贈が行えない事由

下記に該当する場合は寄贈を行えません。あらかじめご了承ください。また、寄贈できない理由についてお答えすることはできません。

- ① 寄贈申込者の活動が CAC ボッチャ支援事務局(以下、事務局)の寄贈趣旨と異なると事務局で判断した場合
- ② 寄贈申込者と事務局で利益相反、もしくはそのおそれのある場合
- ③ 寄贈申込者が暴力団等の反社会的勢力に該当、もしくはその恐れがあると事務局で判断した場合
- ④ 寄贈申込者が③記載勢力との関与があるか、もしくはその可能性があるとして事務局で判断した場合
- ⑤ 申込書の記載内容に実際と相違があったと事務局で判断した場合
- ⑥ 申込書受領後の審査の結果、寄贈対象の条件を満たしていないと事務局で判断した場合
- ⑦ 事務局における厳正なる抽選の結果、その選に漏れてしまった場合
- ⑧ その他、社会通念上不適切と思われる相当の理由がある場合

3. 寄贈実施後の注意事項

- ① 寄贈先に関して上記 1 および 2 の事実との相違が判明した場合は、事務局の判断において寄贈を取り消しのうえ、寄贈品一切の返還を要求します。
- ② 寄贈先において寄贈品を利用した諸活動が公序良俗に反するもの、不当に個人・法人等を誹謗中傷するものであると事務局が判断した場合は、寄贈を取り消しのうえ、寄贈品一切の返還を要求します。諸活動には、ホームページや SNS 等による情報公開も含まれます。

以上

CAC ボッチャ支援事務局まで Email の添付、Fax、郵送のいずれかでお送りください。

Email: boccia-stf@cac.co.jp Fax : 03-5641-3200

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 24-1 株式会社 CAC Holdings CAC ボッチャ支援事務局

<申込締切日：2017 年 11 月 20 日（月）>

ボッチャ用具 寄贈申込書

「寄贈にあたっての条件」を確認承諾のうえ、必要事項を記入してお申込みください。

- | |
|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> チェックしてください（両方にチェックが無いお申込みは無効とさせていただきます） |
| <input type="checkbox"/> 「ボッチャ用具寄贈にあたっての条件」の内容について、確認承諾しました。 |
| <input type="checkbox"/> 下記事項に相違ないこと、及び誓約事項を了承のうえ、寄贈を申込みます。 |

お申込日	(西暦) 年 月 日
(ふりがな) 法人名/団体名	
(ふりがな) 部署名	
(ふりがな) 郵便番号/ご住所	〒
(ふりがな) ご担当者氏名	
電話番号	
Email アドレス	

※法人/団体について、お聞かせください

障がい者の所属の有無	所属している	所属していない
所属人数	全体の人数 [名]	うち、障がい者の人数 [名]

ボッチャボール及びその付属品(以下、本物件)の寄贈を受けるにあたり、次の事項を誓約します。

1. 本物件の受領から 1 カ月以内に必ず利用のうえ、不要と判断した場合は、CAC ボッチャ支援事務局(以下、事務局)へ速やかに返却します。
2. 本物件が破損や老朽化等により廃棄する状態へ至った場合は、事務局へ速やかに連絡のうえ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係諸法令に従い、自らの責任で適正に廃棄します。
3. いかなる理由があろうとも、本物件を転売または再配布しません。
4. 事務局に対し、本物件に関する保証およびメンテナンス責任を一切求めないことを了承します。
5. 本物件の利用に関して、事故またはトラブルが発生した場合、及び損害が生じた場合であっても事務局に対し、損害賠償その他一切の責任を求めないことを了承します。
6. 事務局より本物件の利用状況が分かる写真、及び報告レポートの提出要請があった場合には、これを受諾のうえ、速やかに用意して送付します。
7. 提出した写真、及び報告レポートについて、事務局が広報活動に利用すること、及び報道機関による報道へ活用することを求めた場合、協力するよう努めます。
8. 寄贈申込者が多数の場合は抽選を行うことがあり、抽選に漏れることがあることを了承します。

以上

事務局記入欄	受付日		担当者		整理 No.	
--------	-----	--	-----	--	--------	--